

生保裁判連

ニュース

第五十四号 二〇一四年十月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

各地の闘いの報告

勝訴報告！

生活保護裁判く大分市福祉事務所長による「みなし収入認定」が違法と判断された(大分地方裁判所2014年1月27日判決)

弁護士 河野聡

生活保護制度は、生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)を保障する憲法25条に基づき、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と「収入」とを比較して、「収入」が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から「収入」を差し引いた差額が生活保護費として支給されるという制度であり、生活保護費の算出の過程には、この「収入」がいくらであるかを認定するという作業があります。

この裁判の原告は、大分市在住の生活保護受給者であり、職業の大工仕事を継続する必要性から、事業用自動車の保有を認められてきましたが、2002年ころから、大工仕事による収入が減少してしまいました。そうした中で、大分市福祉事務所長は、最低賃金以上の収入を上げることが事業用自動車の保有の条件とされていたこと、原告の大工仕事による収入の低迷を理由に、2002年12月から2012



と定めており、これを踏まえて、指導指示書において、「指導

指示事項 車の保有容認及び営業以外の使用禁止について、生活保護法では車の保有及び使用は認められていませんが、最低賃金以上の収入があること、並びに営業車としての使用に限ることを条件に保有を容認します。なお、生活保護受給中は営業車以外の使用禁止を指示します」との指導指示を行なっていたのであるから、これに基づき生活保護の廃止すらできた以上は、それよりも緩やかな保護費の減額は適法である。

③ 原告は転職して通常の仕事に就けば最低賃金以上の収入を得られるのに大工仕事に固執したために最低賃金を得られなかったのであるから、稼働能力を活用していない。④ 仮に最低賃金に基づく収入認定が違法であったとしても、原告との合意に基づくものであるから過失相殺されるべきである。

この事件に対して、大分地方裁判所は、2014年1月27日に、全部認容判決を言い渡しました。大分地方裁判所は、この判決において、最低賃金に基づく収入認定については、「生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活を保障する」とする法の目的に照らす

と、生活保護の実施機関及びその事務が委任されている福祉事務所長等は、被保護者の属する世帯の最低生活費から控除すべき世帯の収入額の認定について、被保護者の同意があったとしても、実際には得ていない、実収入額を超える最低賃金収入額をその収入額とすることはできない」との判断を示し、過失相殺については、「大分市福祉事務所長は、保護の実施機関である大分市務を委任された者として、被保護者の生活状況等に照らして、適切な保護を実施すべき注意義務がある」というべきであって、被保護者の意向によって法に違反する保護を実施することは、当然許されるものではないから、被保護者が保護の実施について、殊更に虚偽の事実を述べた結果、大分市福祉事務所長が適切な保護を実施することができなかつたなどの特段の事情がある場合を除いて、違法な決定について、被保護者に帰責すべき理由はないといふべきである。」と判断したうえ、本件においては「特段の事情は認められない」として、過失相殺を否定しました。

大分市は控訴をせず、この判決は確定しました。



生存権裁判最高裁第1小法廷判決に対する声明

2014(平成26)年10月6日

京都生存権裁判原告団

京都生存権裁判を支える会

京都生存権裁判弁護団

生存権裁判を支援する全国連絡会

本日午後4時、京都府内在住の89歳、85歳及び79歳以上の生活保護利用者3名が京都市または城陽市を被告として、2004年から2006年にかけてなされた高齢加算の減額廃止を内容とする各保護変更決定処分取消等を求めた裁判に対し、最高裁判所第1小法廷は、上記各処分について違法はないとした原審大阪高裁判決を維持し、原告(上告人)らの上告を棄却した。

原告らは高齢に伴い全身の機能が低下し疾病を抱えながらも、食費や被服費等を切りつめ、生活をやりくりしつつも社会との関わりを保ち、老後も人間らしい生活を送るため懸命の努力を続けてきた。原告らにとって高齢加算は憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」の一部として、必要不可欠なものであった。しかし、高齢加算の減額廃止処分により、それまでかろうじて維持されてきた人間らしい生活は文字どおり破壊された。

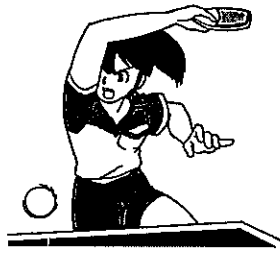
これに対し、2005年4月に全国で一番初めに、高齢加算の減額廃止は生存権侵害であると声を上げ、提訴したのが原告松島である。原告松島の後に続けとばかりに、これまで100名を超える高齢者が全国で立ち上がり、

「生存権裁判」を闘ってきた。2012年2月28日には最高裁第三小法廷で東京都在住の原告らの訴えが退けられ、また、同年4月2日には福岡県在住の原告らについて画期的な認容判決を出した福岡高裁判決が最高裁第二小法廷によって破棄差戻しされるなど、これまで最高裁は憲法25条の生存権そのものであるはずの高齢者の生活を「期待的利益」などと著しく矮小化し、原告らの悲痛な叫びを徹底的に無視してきた。

ナショナルミニマムそのものである生活保護基準は、最低賃金、社会保障給付、保険料・税等の負担など他の諸制度や諸施策の金額と連動しており、保護基準の切り下げは国民生活全般の生活水準を切り下げる結果を招来するという極めて重大な影響を及ぼす。しかし昨年8月以降、生活保護世帯の実に96%を対象とし、平均6.5%、最大10%もの生活扶助基準の切り下げが学識経験者らの意見を踏まえることなく強行され、また、住宅扶助や冬季加算額についても国によって恣意的な資料に基づく切り下げへの強固な誘導が今まさに行われている。このように、ナショナルミニマムの意義が政府によって完全に骨抜きにされつつある中、本判決は同日3時に出された福岡事件の(再度の)最高裁判決と同じく、上記2012年判決後初めて出される最高裁判決として、生活保護利用者の生活実態に即した判断基準が示されるか否かが、とりわけ注目されていた。しかし本日言い渡された判決は、生活

実態に即した判断を求めた、そして慎重かつ統一的な判断のため大法廷への回付を求めた原告らの願いをいずれも打ち砕き、恣意的な「特別集計」に基づく政府の誤った政策を無批判に追認するものである。行政決定の判断過程を統制するための法理論としての緻密性としても著しく欠け、人権の若としての職責を果たさない不当な判決と言わざるを得ない。

我々は、この判決の不当性を広く市民に訴えるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を守るため、今なお最高裁や高裁で戦う全国各地の原告団、弁護団及び支える会をはじめ、その他の関連訴訟とも連帯を強化しながら引き続き全力で闘うことを宣言する。以上



障害者権利条約の批准と今後

弁護士 民谷渉

今年1月20日、日本において、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)が批准されました。ニュースなどで、既にご存じの方も多いと思います。

条約とは、国と国との約束事です。障害者権利条約は、国連で定められている条約の中でも、人種、女性などと並んで、人権条約という位置づけをさ

れています。

障害者権利条約は、2001年の年末にメキシコの大統領が国連総会で提案をしてから、特別委員会で審議され、約5年かかって、2006年12月の国連総会で全会一致で採択されました。その議論の中で、何度も言われた言葉が、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」(Nothing About Us Without Us) という言葉です。この言葉は、我が国における障害者運動でも、いつでも、運動のよりどころ、出発点となってきました。

この言葉をもとに、政府機関だけではなく、多くの障害関係のNGOも、障害者権利条約の論議に参加するため、国連に出かけました。その結果、社会的障壁を重視した考え方である社会モデルに基づいた障害の定義、合理的配慮義務など多くの先進的な内容を盛り込んだ条約となりました。

ただ、条約は、国の代表者が国連で署名しただけでは、その国が締約国になるわけではありません。国内でも効力を持つためには、批准という手続をする必要があります。日本では、2007年9月28日に外務大臣が国連で署名したものの、条約の実施に必要な国内法の整備に時間がかかったため、批准は2014年1月になりました。日本は141番目の締約国となりました。

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、①障害に基づくあらゆる差別の禁止、②

障害者が社会に参加し、インクルーシブな社会(包容された社会)を促進すること、③条約の実施を監視するためのモニタリング(監視機関)の設置、など様々なことを定めています。権利条約の内容はどれも大変重要なものばかりですが、差別禁止の關係で言えば、不利益取扱いだけでなく、「合理的配慮」の不提供も差別とされたことは大変重要な事です。例えば、建物の入口に存在する段差を解消するためにスロープを設置して、車いす利用者が建物に入る事ができるようにすることなどが合理的配慮の例です。

障害者権利条約が批准された今日における次の課題は、以下のとおりです。

1. 権利条約を批准したからと言って、権利条約が求めているレベルが直ちに実現するわけではありません。権利条約の内容を一人一人の市民や社会全体に知ってもらうことが重要です。そして、国も自治体も社会も、権利条約の目的や趣旨を尊重した制度や社会の仕組みを作ることが必要です。

2. 障害者権利条約批准のために、障害者基本法を改正し、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法を制定し、さらには障害者雇用促進法を改正しました。しかし、それらの立法や改正は、残念ながら、条約が求めている水準に達していない部分も多いと言わざるを得ません。そこで、権利条約の水準に見合うような内容に引き上げていくための更なる見直しが必要です。

3. 権利条約では、国連に、障害者の権利に関する委員会を作ることを受けています。そして、締約国は、権利条約に基づいた実施内容を定期的にその委員会に報告しなければなりません。実施内容が不十分であれば、委員会から日本国に対して、改善を求める勧告などがされます。市民や障害者団体は、国に対し、日本の実情を正しく委員会に報告すべきことを要請することも、自らもNGOとして、直接委員会に報告していくことが必要です。

4. 全国の都道府県や自治体で障害者の差別禁止に関する条例が制定されたり、その準備が進められています。そうした条例の制定を実現し、地方においても、権利条約に実効性を持たせる土台を作っていくことが必要です。条例の制定過程に障害者団体が参加することも重要です。

5. このように、障害者権利条約を、日本社会において定着させるためには、まだまだ行うことがたくさんあります。私たちの意識も変えていかなければなりません。権利条約は障害者をも含めた、誰もが尊厳を持って当たり前の生活が送れる、共生社会を目指しています。そんな社会になるよう、私たち全員が、意識を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

